

令和6年度 私立子ども園の施設型給付費について

保育の必要性の認定を受けたお子さんが、子ども園を利用した場合、その費用に対し給付費が支給されます。この給付費のことを「施設型給付費」といいます。

ただし、施設型給付費については、利用者の皆さんに直接支給するものではなく、区から施設に支払うしくみ（法定代理受領と言います）となっています。法定代理受領を行った場合、本来皆様が受け取るべき給付額を区から保護者の皆様へ通知する旨条例で定められていることから、今回、施設型給付費の額をお知らせするものです。

※ このお知らせは令和6年度における施設型給付費の概算額を報告するものです。
これにより、追加の給付や保育料の支払・還付が発生することはありません。

※ 私立保育園に通っているお子さんについては、施設に対して給付費に代わる委託費が支払われているため、このお知らせの対象外となります。

※ 認可を受けていない保育施設（認証保育所など）については、この給付制度の対象にはなりません。

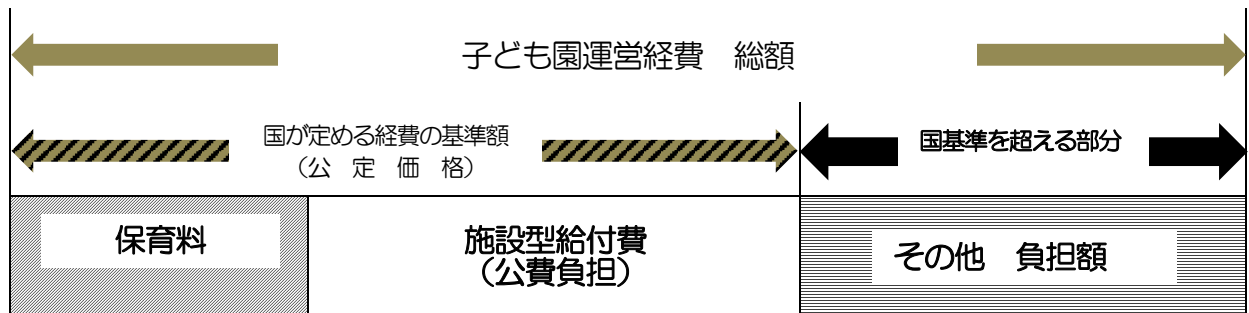
1 施設型給付費とは

施設型給付費 = 国が定める経費の基準額（公定価格） - 利用者負担額（保育料）

【例】 0歳児（保育標準時間認定、保育料階層 D16、保育料月額 38,500 円の場合）

施設型給付費（年額 2,636,580 円）＝公定価格（年額 3,098,580 円）－保育料（年額 462,000 円）

イメージ図



※ 施設型給付費とは、お子さん一人当たりの保育に要する経費のうち、国が定めた基準で算定した額（公定価格）から保育料を差し引いた公費による負担額です。

2 令和6年度における施設型給付費

公定価格および施設型給付費は以下のとおりです。

施設型給付費は、クラスや保育料により各ご家庭で異なります。お子さんのクラスや保育料に当てはめてご確認ください（表中の金額は年額です。）。

（1）保育標準時間認定

歳 児 クラス	公定価格(年額)	保育料(年額) ※新宿区民の場合	施設型給付費
0歳児	3,077,240円	0円 ~ 896,400円	2,180,840円 ~ 3,077,240円
1歳児	1,840,160円		943,760円
2歳児			~ 1,840,160円
3歳児	1,110,400円	0円 ~ 0円	1,110,400円 ~ 1,110,400円
4歳児	867,280円	0円 ~ 0円	867,280円
5歳児			~ 867,280円

（2）保育短時間認定

2. 保育短時間認定			
歳 児 クラス	公定価格(年額)	保育料(年額) ※新宿区民の場合	施設型給付費
0歳児	2,999,560円	0円 ～ 880,800円	2,118,760円 ～ 2,999,560円
1歳児	1,769,510円		888,710円 ～ 1,769,510円
2歳児			
3歳児	1,053,140円	0円 ～ 0円	1,053,140円 ～ 1,053,140円
4歳児	795,620円	0円 ～ 0円	795,620円
5歳児			795,620円

（3）教育認定（1号認定）

歳 児 クラス	公定価格(年額)	保育料(年額) ※新宿区民の場合	施設型給付費
3歳児	1,227,660円	0円 0円	1,227,660円 ～ 1,227,660円
4歳児	971,780円		971,780円
5歳児			～ 971,780円

※3～5歳児クラスのうち副食費徴収免除対象児童については、公定価格（施設型給付費）に、副食費相当額（上限4,800円）が加算されます。